

平成27年8月3日

守谷市議会議長 殿

委員長： 又未 成人 印

報告者： 市川 和代 印

## 議会運営委員会 視察・研修報告

標記の件について、次のとおり 実施 ・ 参加 したので報告します。

視察・研修日	平成27年7月28日（火）	
視察・研修場所	山梨県 韮崎市議会	
視察・研修項目	(1) 議員の審議会（執行部附属機関）委員等への就任の見直しについて (2) 諸議会（協議会等）の正規の議会活動としての位置づけについて	
参加者	守谷市側	松丸修久，又未成人，梅木伸治，伯耆田富夫，高木和志，高橋典久，佐藤弘子，青木公達，関口有美重，市川和代
	相手側	清水一議長，秋山泉副議長，一木長博委員長（議運）
視察・研修目的	守谷市では，審議会等に議員が委員として参加しているが議会改革を進める中で「行政をチェックする議会として審議会等に参加すること」について検討課題となった。審議会に参加していない韮崎市議会を視察・研修する。	
視察・研修内容	別紙参照	
視察・研修総括 (今後の取組み等)	視察の内容を検討し結論を出す。	

## 視察・研修内容

### (1) 議員の審議会（執行部附属機関）委員等への就任の見直しについて

- 見直しの経緯

議会改革推進特別委員会に改善提案事項として提出された。

提案理由は、審議会での審議に議員が加わって審議され、議員の意見が反映された結果が本会議に提出されており、本会議での審議の妨げにつながると考えた。

- 結果

原則として、法令に基づくもの以外は就任しない。

《法令の定め》 監査委員，民生委員推薦会，都市計画審議会

\* 充て職から始め，規則・要項の改正へと段階的に進めていき，最終的には条文の中に議員とあるものの改正に繋げていく

- 問題点

\* 地区長等地域性を考慮すべきものもあり，就任の是非について検討する。  
市民に十分説明し理解を求める必要がある。

\* 青少年問題協議会・防災会議等については検討を要する。

- 「韮崎市議会基本条例」に明文化する

\* 法令に基づくもの以外は執行部附属機関への就任はしないものとする。  
ただし，議長が特に必要と認める場合は，この限りではない。

### (2) 諸会議（協議会等）の正規の議会活動としての位置づけについて

- 平成20年6月の「地方自治法の一部を改正する法律」の公布及び施行によって議会活動の範囲を明確化するため，諸議会（協議会等）の位置づけを会議規則に盛り込んだ。

- 協議会の議事録は要点のみ。